

森林整備保全事業設計業務等共通仕様書（R7.10）の改定概要

1 基本事項

林野庁の令和7年4月1日施行「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」及び山形県 県土整備部の令和6年10月版「委託業務等共通仕様書」に準拠し、森林整備保全事業設計業務等共通仕様書を改定するものである。

・第1編～第3編

共通編 第1章 総則 県土整備部版の仕様書に準拠
総則以降 林野庁版の仕様書に準拠

2 主な改定内容

(1) 共通仕様書

第1編 地質調査業務共通仕様書

- ・「第1102条 用語の定義」情報共有システム使用等に係る修正
- ・「第1103条 受発注者の責務」働き方改革、人材確保に係る文言の追記
- ・「第1109条 照査の実施」照査技術者の配置内容等、第2項以下を追記
- ・「第1140条 保険加入の義務」現場作業が発生する場合の労災保険加入に係る文言の追記

第2編 測量業務等共通仕様書

- ・「第2102条 用語の定義」情報共有システム使用等に係る修正
- ・「第2103条 受発注者の責務」働き方改革、人材確保に係る文言の追記
- ・「第2140条 保険加入の義務」現場作業が発生する場合の労災保険加入に係る文言の追記
- ・「第2222条 伐開」の追加

第3編 設計業務等共通仕様書

- ・「第3102条 用語の定義」情報共有システム使用等に係る修正
- ・「第3103条 受発注者の責務」働き方改革、人材確保に係る文言の追記
- ・「第3108条 照査技術者及び照査の実施」の記名について修正
- ・「第3139条 保険加入の義務」現場作業が発生する場合の労災保険加入に係る文言の追記

第4編 参考資料編

- ・改定なし

第5編 参考 要領(案)・仕様書(案)

- ・改定なし